



第1章 地域で支え合う仕組みづくり



土居 史さん 作品

第1章 地域で支え合う仕組みづくり

第1節 心のバリアフリー

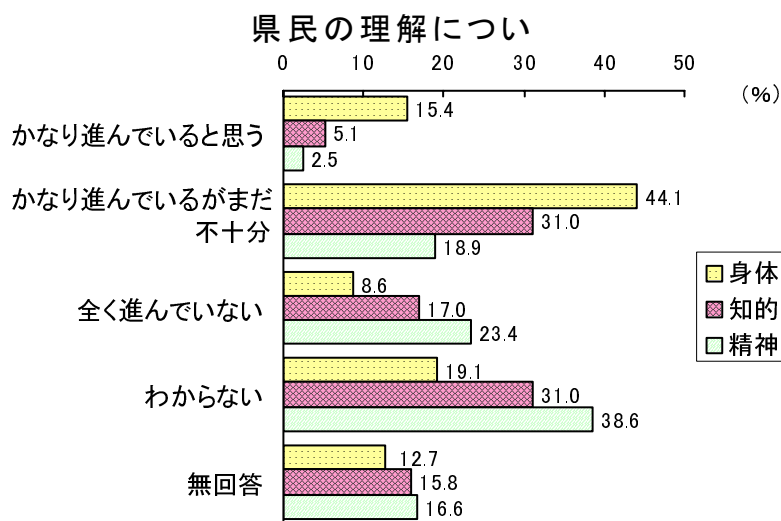
「ノーマライゼーション」の実現のためには、県民一人ひとりが、障害や障害のある人について正しく理解し、豊かな心を持ち、そして行動することが大切です。

1. 啓発広報活動と交流の促進

【現状と課題】

現在まで、県や市町村は、テレビ、新聞等のマスメディア^(*20)や広報誌等による様々な啓発広報活動に取り組んできましたが、依然として障害のある人に対する偏見や差別といった心の壁があります。

平成15年度の県民意識調査によれば、障害のある人に対する理解について、「かなり進んでいると思う」と答えた人は、「身体障害者」については15.4%、「知的障害者」は5.1%、「精神障害者」は2.5%となっており、また、「全く進んでいない」と回答した人の割合が最も高かったのは、「精神障害者」における23.4%でした。



(平成15年度県民意識調査結果より)

(*20) マスメディア

新聞・ラジオ・テレビ・雑誌など、不特定多数の人々に対して、情報を大量に生産し、大量に伝達するシステム。

平成14年度の「第2回全国障害者スポーツ大会」(よさこいピック高知)の開催等を通じて、ボランティアへの参加意識が高まるとともに、県内においても障害や障害のある人に対する理解も進んでいますが、身体障害や知的障害のある人に比べて精神障害のある人への理解が十分なされていないのが現状です。

このため、今後とも、様々な広報媒体、行事等を通じて、積極的な啓発広報活動に取り組み、障害や障害のある人について県民の正しい理解を深める必要があります。

県民一人ひとりが障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、幼少時から互いに思いやる心を育むことは、「共生社会」を実現するうえで極めて重要です。

このため、学校や地域での福祉教育を進めるとともに、多くの場でのふれあいや交流を一層充実し、それらの活動を通じて自然な姿で障害や障害のある人に対する理解を深めていくことが求められています。

さらに、障害のある人自らも地域の一員として、それぞれが自主的・主体的に、できる限り社会活動に積極的に参加し、満足感や達成感を得ることで自立意欲を高めていくことも大切です。

【施策の方向】

(1) 障害及び障害のある人についての正しい理解の促進

マスメディアや県・市町村の広報媒体、啓発用パンフレット等の作成・配布、イベントの開催、地域や障害のある人からの情報発信等を通じて、障害や障害のある人についての県民の理解を促進します。特に精神疾患及び精神障害のある人に対する県民の正しい理解を一層促進していきます。

(2) 公共サービス従事者の障害のある人に対する理解の促進

障害のある人が、地域の中で安全・安心して暮らしていけるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害や障害のある人についての理解を促進します。

(3) 啓発広報活動に対する支援と協力の要請

障害者団体、福祉団体等が主体的に行う啓発広報活動を支援します。

報道機関等に対して計画的に啓発広報素材を提供し、啓発広報の協力を求めます。

(4) 学校教育等における福祉教育と交流の推進

小・中学校及び高校の児童生徒の社会福祉に対する理解を高めるために、障害のある人や高齢者との交流や体験学習を充実し、福祉教育を推進します。

盲・聾・養護学校^(*21)の児童生徒と小・中学校の児童生徒、地域の人々との互いの理解と認識を深めるため、交流教育を一層推進します。

(5) 地域における福祉教育と交流の推進

ボランティアに関する情報提供とコーディネーター^(*22)の育成を通じて、障害のある人とボランティア団体の交流を促進させるとともに、施設利用者と地域住民との交流や生涯学習活動の推進により、地域での交流を促進し、相互理解を深めることによって、地域で支え合う仕組みづくりを行います。

(6) 身体障害者補助犬^(*23)の普及・啓発

身体障害者補助犬について、障害のある人への普及・啓発に努めます。また、県民の理解促進のための啓発活動を推進します。

(*21) 盲・聾・養護学校
障害のある子どもたちが専門的な教育を受ける場で、障害の種別により、盲・聾・養護学校（知的・肢体不自由・病弱）と分かれています。

(*22) コーディネーター
福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

(*23) 身体障害者補助犬
視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。「身体障害者補助犬法」では、身体障害のある人が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。

第2節 地域福祉を支えるひとづくり

障害のある人の生活の質の向上のためには、地域、施設、医療機関等それぞれの分野において、専門的な知識や技能、豊かな人間性を持った人材による支援が不可欠であり、そうした人材の養成や確保が求められています。

1. マンパワー^(*24)の養成・確保

【現状と課題】

全国的に人口の高齢化が進み、介護等の支援を必要とする高齢者や障害のある人が増加しており、特に本県ではこの傾向が顕著になっています。

障害のある人の保健・医療・福祉に対するニーズは、多様化・高度化しており、介護や看護及びリハビリテーション^(*25)などに従事する、専門的な知識や技能・豊かな人間性を持った職員の確保が必要となっています。

このため、養成機関と連携して人材の育成を行うとともに、卒業生の県内定着に取り組む必要があります。また、サービスを支える職員の資質向上のための研修体制の充実が必要となっています。

【施策の方向】

(1) 人材の養成・確保

障害のある人の増加、障害及び障害のある人のニーズの多様化、在宅生活への移行などに伴い、その需要と重要性が増してくる専門職の養成・確保を関係機関と連携して行うとともに、さらなる質の向上を目指します。

(*24) マンパワー
福祉に携わる人的資源。

(*25) リハビリテーション
障害のある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的・職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障害のある人の全人的復権」を理念としています。

(2) 研修体制の充実

サービスの質を向上させるため、サービス従事者に対して専門性を高める技術研修等の充実に取り組みます。

障害についての理解促進のため、県民を対象とした各種研修・講座を実施します。

2. ボランティア、NPO活動の促進

【現状と課題】

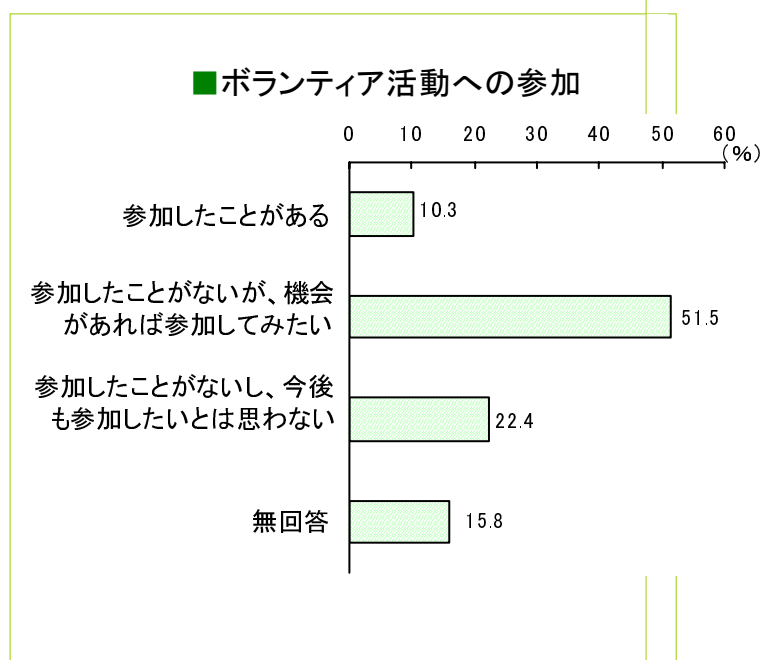
ボランティア活動は、地域の福祉向上のための重要な活動であり、障害のある人の地域での自立生活を推進するうえで、大きな役割を果たしています。

このため、ボランティア活動の気運づくり、人づくり、組織づくりを進め、県民がボランティアとして活動できる基盤を整備し、地域で支え合う、あたたかい地域づくりに取り組んでいます。

最近では、NPOによる社会貢献の取組みも行われています。

平成15年度の県民意識調査によれば、「ボランティア活動に参加したことがある」と答えた人が10.3%、「参加したことがないが、機会があれば参加してみたい」と答えた人が51.5%となっています。

このため、ボランティア団体、NPO法人等の支援・ネットワーク化を促進し、ボランティア活動等に関する適切な情報の提供ができる体制を確立する必要があります。



(平成15年度県民意識調査結果より)

【施策の方向】

(1) ボランティア活動の育成

ボランティア大会の開催等により、広く県民の福祉意識を向上させるとともに、ボランティア養成講座を全県的に開催し、ボランティアの養成に取り組みます。

(2) ボランティア活動を支える基盤づくり

地域でのボランティアネットワーク推進のための支援と県レベル・障害保健福祉圏域レベルでのボランティアの組織化・ネットワーク化を推進し、ボランティアの地域での活動を支援します。

障害のある人自身がボランティアとして活動できるよう支援します。

(3) NPO活動等の支援

NPO活動を育成・支援し、地域住民の福祉活動を促進させます。

企業の社会貢献活動を促進させるため、企業とNPOとの連携を進めます。

